

実質公債費比率の算定に用いる準元利償還金の算定方法 (指定管理者制度利用料金制を導入している公営企業)

「公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金」については、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたものとして総務大臣が調査した繰入金とされている。(地方債に関する省令第5条)

■ 改正内容

指定管理者制度利用料金制を導入している場合、あん分対象繰出金(D)のあん分に際して、あん分率の分子として、元利償還金から指定管理者が納付する納付金を充てたと認められる額(元利償還金又は減価償却費に充てることが指定管理者と締結した協定書等において確認できるものに限る。)を控除することとする。

